

恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

資料 1-3

貢	現行	改正（案）	変更の必要性等
3-12	<p>第3章 防災体制 (略)</p> <p>第3節 火山現象に関する情報 (略)</p> <p>1 1 噴火警報等の伝達 (略)</p> <p>(2) 噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。 (略)</p> <p>イ 通報及び伝達の系統 札幌管区気象台から知事に通報された後の噴火警報・噴火予報等の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。</p>	<p>第3章 防災体制 (略)</p> <p>第3節 火山現象に関する情報 (略)</p> <p>1 1 噴火警報等の伝達 (略)</p> <p>(2) 噴火警報等の受理及び伝達並びに知事からの通報、又は要請を行う事項は、次によるものとする。 (略)</p> <p>イ 通報及び伝達の系統 札幌管区気象台から知事に通報された後の噴火警報・噴火予報等の伝達及び対策通報並びに要請は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。</p>	<p>噴火警報等伝達 系統図の全部修 正・各地方気象 台と各海上保安 部・署の接続廢 止に伴う修正 【海上保安官署 →第一管区海上 保安本部】・緊急 速報メール（火 山現象に関する 特別警報）終了 に伴う修正（携 帯電話事業者及 び注釈を削除）・ 法定伝達先機関 と法定伝達先機 関以外の記載方 法を整理（北海</p>

# 恵庭市地域防災計画 火山災害対策編 新旧対照表

